

○大府市文化活動事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、大府市文化活動事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象団体の要件

交付要綱第2条第1項第1号に規定する団体は、次の要件をすべて満たすもののうち、市長が認めるものとする。

- (1) 主として団体構成員が市内に住所を有する者であること。
- (2) 規約又はこれに準ずるものを有すること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかなこと。
- (4) 経理が明確になされていること。
- (5) 団体への入会に関して、排他的な条件を付していないこと。
- (6) 政治団体又は宗教団体でないこと。

3 補助事業の要件

交付要綱第2条第2項の規定にかかわらず、次の事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市外の会場において開催されるもの
- (2) 他の公共団体等から補助を受けているもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝意図を有するもの
- (4) 特定の団体又は個人を対象とし、広域的な参加が見込まれないもの
- (5) 営利を目的とするもの
- (6) 入場料が社会通念上の範囲を逸脱しているもの
- (7) 学校、企業、事業所等での文化活動事業
- (8) いわゆる教授所、教室等が行うけいごと、習いごと等のおさらい会、発表会等
- (9) 寄附行為等を行う、いわゆるチャリティー事業
- (10) 刊行物の発表会及び頒布会に類するもの

4 補助対象経費及び補助対象外経費

交付要綱第2条第3項に規定する補助対象経費及び補助対象外経費は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表

(1) 補助対象経費

項 目	内 容	備 考
会場費	会場使用料	公演及び展示の期間（ゲネプロ、前日仕込み及びバラシを含む。）に限る。
	附属設備使用料	
	駐車場借用料	公演及び展示の期間に限る。
舞台費	音響照明費	
	調律費	公演で使用するピアノに限る。
	楽器等借料	公演及び展示の期間に限る。
文芸・音楽費	著作権使用料	
謝礼	駐車場・会場整理・受付・託児謝礼	おおむね、シルバー人材センターの単価とする。展示における会場整理、受付及び託児謝礼は除く。
	ビデオ撮影謝礼	10,000円以内
印刷費	プログラム・図録	
	入場券	
	ポスター・ちらし	
	案内はがき	刊行物の紹介等の案内はがきは除く。
消耗品費	印刷用紙	プログラム等を手刷り作成した場合の用紙代とする。事務連絡、会議、運営等に係るものは除く。
	看板	公演及び展示期間に会場に設置するものに限る。
	記録写真フィルム	現像焼付けを含む。5,000円以内
広告宣伝費	広告宣伝費	新聞等の広告掲載料及び新聞折込料
通信費	郵送料	案内状郵送料（送付先一覧を添付のこと。）事務連絡、会議、運営等に係るものは除く。
印刷製本費	刊行物の出版	組版代、印字代、製本代及び製箱代に限る。

(2) 補助対象外経費

項 目	内 容
舞台費	大道具、小道具及び衣装費
運搬費	楽器運搬費、道具運搬費及び作品運搬費
文芸・音楽費	台本費、楽譜料、作詞・作曲・編曲・訳詞料及び振付料
印刷費	原稿料及びデザイン料
出演料	出演料（指揮、出演、客演等）、演出料、舞台監督料及び展示指導料
事務費	マネジメント料、団体運営費、入場券・刊行物販売手数料及び展示手伝いに係る費用
食糧費	弁当、打上げパーティー、ステージドリンク、打合せ等に係る飲食費
記念品代	賞金及び賞品（記念品、参加賞、記念写真、記録ビデオ等）
交際費	祝儀及び手土産
交通費	交通費
その他	花束、催事保険料及び楽器・事務機器・事務用品の購入費、郵送料（案内状郵送料を除く。）